

BA最終 生田緑地ばら苑アクセス路プロジェクト会議 ニュースレター

遅くなってもみません

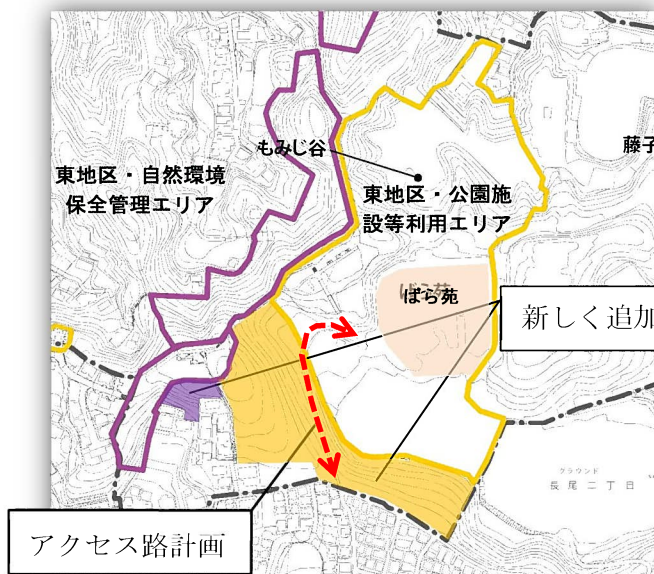
ばら苑アクセス路計画に伴う
生田緑地の自然の保全・利用方針の提言

この会議は、アクセス路を検討するに当たり、生田緑地の自然の保全利用方針を川崎市へ提言するための内容を取りまとめる会議です。

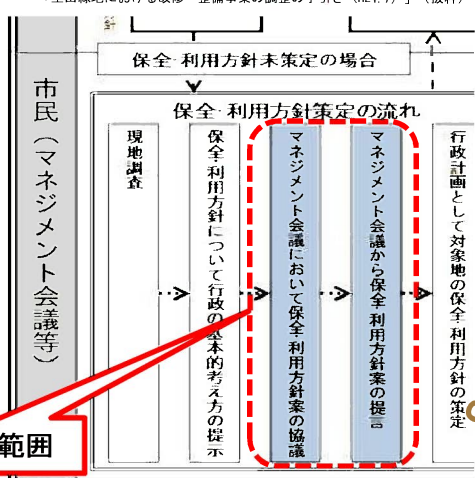
令和3年2月25日に行われた第4回運営会議において、生田緑地ばら苑アクセス路計画に伴う生田緑地の自然の保全・利用方針」を川崎市へ提言いたしました。

この度の提言は、既存の「東地区・公園施設等利用エリア」及び「東地区・自然環境保全管理エリア」を広げることを提言しました。提言内容はエリア図のとおりです。

■提言の内容（エリア図）



「生田緑地における改修・整備事業の調整の手引き（H24.7）」（抜粋）



役割の範囲

（解説）生田緑地では、施設の整備等を行う場合は、「生田緑地における改修・整備事業の調整の手引き」に基づいて進めています（下図参照）。アクセス路を計画している区域は、この保全・利用方針が決まっていない区域であることから、この手引きに沿って、マネジメント会議で協議・提言を行い、行政計画として策定されます。この協議・提言は、生田緑地マネジメント会議の役割となっています。

■エリア方針

エ リ ア

方 針

東地区・公園施設
等利用エリア

- ・利用を主眼に置いた維持管理を行い、公園利用者に対し、快適な公園を提供するエリアとする。
- ・緑地内の文化施設等の敷地やばら苑等については、適切な施設利用ができるよう管理を行う。
- ・雑木林や水辺等の部分については、施設利用との調整を図りながら自然環境に配慮した管理を行う。
- ・もみじ谷については、ビオトープ池や植樹祭で植樹された樹木の管理を適切に行う。

東地区・自然環境
保全管理エリア

- ・雑木林や水辺等の部分については、クヌギ・コナラ林などの植生分布や地形等の自然環境に配慮し、保全を主体とした管理を行う。

プロジェクト会議は、令和2年11月24日、令和3年2月17日の2回開催し、11会員が参加し協議を行いました。アクセス路計画の利用エリアについても自然環境に配慮することを前提に、利用と保全のバランスを保った内容とし、当会議で提言案をまとめました。このまとめた案を第4回の運営会議の中で協議・合議を経て川崎市へ提言しました。川崎市はこの提言をもって、当該エリアの保全・利用方針を改定することになります（令和3年度予定）。